

令和 7 年度

戸田市立戸田東中学校

いじめ防止基本方針



**令和 7 年 3 月 2 6 日改定
戸田市立戸田東中学校**

目 次

ページ

はじめに

第1 本校のいじめ防止等の対策の基本的な姿勢	1
1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
（1）いじめの定義	
（2）いじめの認知に関する考え方	
3 いじめの理解	
第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組	3
1 いじめの未然防止	
（1）教育活動全体を通じた道徳教育の推進	
（2）「わかる授業」「楽しい授業」の推進	
（3）大切な一員であることを実感できる学校づくり	
（4）家庭、PTA 及び学校応援団などとの連携	
2 いじめの早期発見	
（1）企画委員会	
（2）生徒指導委員会	
（3）教育相談部会	
3 いじめへの対処	
（1）いじめている生徒への指導	
（2）いじめられている生徒への支援	
（3）周りではやし立てる生徒への対応	
（4）見て見ぬふり（傍観）をする生徒への対応	
（5）集団への指導	
4 いじめ解消の定義	
5 家庭や地域との連携	
6 関係機関との連携	
第3 戸田市立戸田東中学校が実施する施策	7
1 学校いじめ防止基本方針	
2 学校等におけるいじめ防止の方策のための組織の設置	
3 いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ	
4 学校におけるいじめ防止等に係る主な取組	
第4 重大事態への対処	12
1 「重大事態」とは	
（1）重大事態調査の目的	
（2）平時からの備え	
（3）重大事態に対する学校及び学校の設置者の基本的姿勢	
（4）重大事態を把握する端緒	
2 重大事態発生時の初動対応	
（1）発生報告	
（2）調査組織の設置	
（3）調査組織の構成	
（4）調査実施前の事前説明	
3 重大事態調査の進め方	
（1）基本的な調査の流れ	
（2）調査の進め方に係る留意事項	
（3）調査報告書の作成	
4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応	
（1）調査報告書の説明	
（2）市長への報告および公表	
（3）調査結果を踏まえた対応	
第5 インターネットを通じて行われるいじめの対策	17
（1）「ネットいじめ」防止に向けた取組	
（2）「ネットいじめ」が発生した場合の取組	
第6 いじめ防止に係る年間活動計画	19

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、これまでも、「いじめは絶対許さない」という意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係の構築を目指して、市、家庭、地域、関係機関と連携していじめの防止と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法第 13 条（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのために、教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を推進するために、「戸田市立戸田東中学校いじめ問題対策委員会」を組織し、戸田市立戸田東中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定した。

第 1 本校のいじめ防止等の対策の基本的な姿勢

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

文部科学省及び教育委員会におけるいじめの定義をもとに、本校では、「いじめはどの生徒にも起きている」との認識の下、いじめの早期発見及び解消に全力で取り組むこととする。また、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行う。

さらに、いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、重大な状況も生み出す行為であることを、生徒が十分理解できるよう行われなければならない。

加えて、いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、市、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめ問題の克服を目指して対策にあたる。

2 いじめの定義

（1）いじめの定義（法第 2 条に規定）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・インターネットや SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの認知に関する考え方

(平成 27 年 8 月 17 日付 文部科学省通知より抜粋)

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。
したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。
- (4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処する。

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

1 いじめの未然防止

本校では、日々の教育活動を通して、生徒の自助・共助の心を育むこととする。また、家庭、PTA 及び学校運営協議会等と連携し、他者と調和的に生きていくための公助の心を育み、いじめの未然防止に全力で取り組む。

(1) 教育活動全体を通じた道德教育の推進

生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成、自分と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を認め合える態度など、生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。これらの取組により、全ての生徒が安心でき、学校生活を送れる居場所づくりや自己決定の場を提供し、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

(2) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

生徒が日々の授業で仲間とともに「わかる」「できる」「楽しい」といった自己有用感や充実感を得られる授業を創造することがいじめの未然防止の第一歩である。

ア 生徒の実態把握

一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。

イ 学習意欲の向上

教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を促す活動を設定する。

ウ 「主体的・対話的で深い学び」の導入

小グループによる課題解決的な学習活動を設定・展開することで、多様な考えを尊重し、学び合い、認め合うことを学ばせる。

エ 指導と評価の一体化

適切な評価を通して指導方法を工夫改善する。

(3) 大切な一員であることを実感できる学校づくり

生徒が安心して生活できる学校づくりが、いじめの未然防止につながる。特に、学級では一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援等を必要とする生徒の特性に応じた指導を行う。

- ア 生徒理解に努める。
- イ 常に担任をはじめとする教職員全員が見守っていることを伝える。
- ウ 場に応じた行動の仕方や他者と調和的に生きていくためのソーシャルスキルを身に付けさせる。
- エ 自分のよさや自分と違うことのよさを認めることを教える。
- オ 学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。
- カ 多様な考え方を認め合い、自分も他者も認め合える学級風土を醸成する。

- (4) 家庭、PTA 及び学校運営協議会などとの連携
いじめ問題への取組の重要性について認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

2 いじめの早期発見

本校では、全教職員が「いじめはどの生徒にも起きている」との認識の下、学校基本方針に基づき、企画委員会・生徒指導委員会・教育相談部会等を活用していじめの早期発見に努める。

各委員会等での「いじめの早期発見 3原則」

- ①生徒の小さな変化を見逃さない。
- ②気付いた情報は確実に共有する。
- ③速やかに、みんなで対処する。(躊躇ない報告と臨時会の招集)

※報告 5 W 1 H の徹底 (いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)

(1) 企画委員会

構成員：校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・事務担当・各学年主任
本委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活を送れているかを学校評価（生徒・保護者・教員・学校運営協議会委員が調査対象）を通して検証し、現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会

構成員：校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・各学年生徒指導担当教諭・養護教諭・スクールサポーター

本委員会では、「いじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換・共有に努め、いじめの未然防止・早期発見・初期段階での対処に取り組む。また、学期ごとに「生活アンケート」を実施し、悩みを抱えた生徒の早期発見に努める。

(3) 教育相談部会

構成員：校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・教育相談主任・各学年教育相談担当教諭・養護教諭・スクールサポーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員

本部会では、さわやか相談室との連携を密にし、情報交換を通して、発見の困難ないじめの顕在化に努める。

また、さわやか相談室を中心として、生徒がいつでも相談できる体制を構築し、教員に伝えにくい悩みの相談にも適切に対応する。

3 いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断せず、管理職のリーダーシップのもと、組織で対応する。解決に向けた対応では、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への報告・連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。

(1) いじめている生徒への指導

いじめ事案の内容・関係生徒・その経過等について十分把握し、人権に配慮しながら、いじめが「決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては関係機関等とも連携を図る。

- ① いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ② 安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③ いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ④ いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ⑤ 多くの教職員の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥ 学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、生徒同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係を築く。
- ⑦ いじめは複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2) いじめられている生徒への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しない。本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を傾聴するとともに、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築くことに努める。

- ① 生徒の希望により、秘密を守ることを前提として話し合う。
- ② いじめを通して味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③ 当該生徒の不安を除去し、精神的・身体的な安全確保に努める。
- ④ 身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自己肯定感を高めさせる言葉がけを積み重ねる。
- ⑤ 不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらなる自己肯定感の醸成を支援する。
- ⑥ コミュニケーションを適時図り、当該生徒との信頼関係を築く。

(3) 周りではやし立てる生徒への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめの行為と変わらないことを日頃から指導する。また、はやし立てる行為から制止する行為へ変容させる。

なお、該当生徒には、毅然とした態度で指導する。

- ① はやし立てる行為はいじめと同等であり、決して許されないことを理解させる。
- ② いじめられている生徒の気持ちを考えさせ、自己の行為が心を傷つけていることに気付かせる。

(4) 見て見ぬふり（傍観）をする生徒への対応

いじめの情報を得たり見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをするとは、いじめを容認する雰囲気形成されてしまう。「自分以外は無関心」という心情や雰囲気を「他へ相談したり、制止したりしようとする心」に育てることが重要である。

- ①いじめは他人事ではないことを理解させる。
- ②いじめを知らせ、解決に関わる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為は、いじめ行為へ暗黙の了解を与えていることに気づかせ内省させる。

(5) 集団への指導

いじめをしない、させない、許さない風土を、学級をはじめとする様々な集団全体に醸成し、所属する者全員で課題を解決していく集団づくりに努める。

- ①集団内の身近な問題を取り上げたり、様々な話題を提供したりして、話し合い活動を通して解決に向けて取り組める集団をつくる。
- ②見て見ぬふりをしないことが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
- ⑥学校行事を通して学級の連帯感を育てるとともに、学級活動を通して望ましい人間関係の形成に努める。
- ⑦いじめ撲滅強調月間で生徒の自発的な取組を促し、いじめ撲滅の意識の高揚を図る。

4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

<いじめ解消の2要件>

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめられている児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会または学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめている生徒・いじめられている生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて指導し、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめられている生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、当該児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

当該生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、当該生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。また、学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、当該生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を設定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめられた生徒及びいじめていた生徒については、継続的に注意深く観察する。

5 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する。特に当事者の保護者とどのように連携・情報提供していくかを確認しながら、丁寧なやりとりを進める必要がある。

また、PTAや学校運営協議会等の取組を活用して、学校内外で生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気付かせる。

6 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（蕨警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化する。

また、被害生徒に対しては、安全を確保し、スクールカウンセラー等とも連携しながら、本人の心のケアや学習の場の保障を適切に行う。

第3 戸田市立戸田東中学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針

○学校いじめ防止基本方針（法第13条に規定）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容である。この基本方針を定める趣旨は、学校の実情に応じて適当な体制と、生徒の状況を踏まえた取組を行うこと及び学校が組織として一貫した対応をとることである。また、市の基本方針やその動向を踏まえつつ、学校の実情に応じて適時・適切に見直しを図る。

各年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の内容を確認しながら、全教職員に方針に基づく対応を確認する。

学校基本方針は学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の初め等の複数の機会に生徒、保護者等に説明する。

2 学校等におけるいじめ防止の方策のための組織の設置

○学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(法第22条に規定)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法に基づき、学校におけるいじめ防止、早期発見及び事案対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定に基づき、学校は、「学校いじめ問題等対策委員会」(以下「学校対策委員会」という。)を設置する。

学校対策委員会の具体的な役割と組織は以下のとおりである。

【役割①】学校全体でのいじめ防止対策の推進

- ・学校いじめ防止基本方針に基づいた年間指導計画の作成、実施及びPDCAサイクルの運用、これらの必要に応じた点検・見直し
- ・校内研修の企画等を通じた教職員のいじめに係る資質能力の向上
- ・いじめの未然防止、早期発見に係る取組
- ・いじめの疑いに係る情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・事実関係の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断
- ・いじめに対する指導支援方針の検討、改善
- ・いじめの相談、通報の窓口として情報の集約

【戸田東中学校いじめ問題対策委員会】

構成員

校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主任、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールサポーター

※速やかに事案対処する必要がある場合は、上記メンバー内の少人数で開催することもある。

【役割②】重大事態調査を学校が行う場合の調査組織

- ・学校主体で重大事態調査を行う場合の調査組織として、詳細な事実関係の確認、学校等の対応の検証、再発防止策の提案
- ・生徒や保護者に対する事前説明等の調査に当たって必要な対応

【戸田東中学校いじめ問題拡大対策委員会】

構成員

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、各学年主任、各学年生徒指導担当教諭、教育相談主任、養護教諭、スクールサポーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、該当部活動顧問、該当担任、戸田市立教育センター配置カウンセラー 等

【会議の記録】

学校対策委員会や拡大学校対策委員会を開催した際は、必ず会議の記を作成し保存する。保存期間は、作成した日の属する年の翌年度から5年間とする。

3 いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ

（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

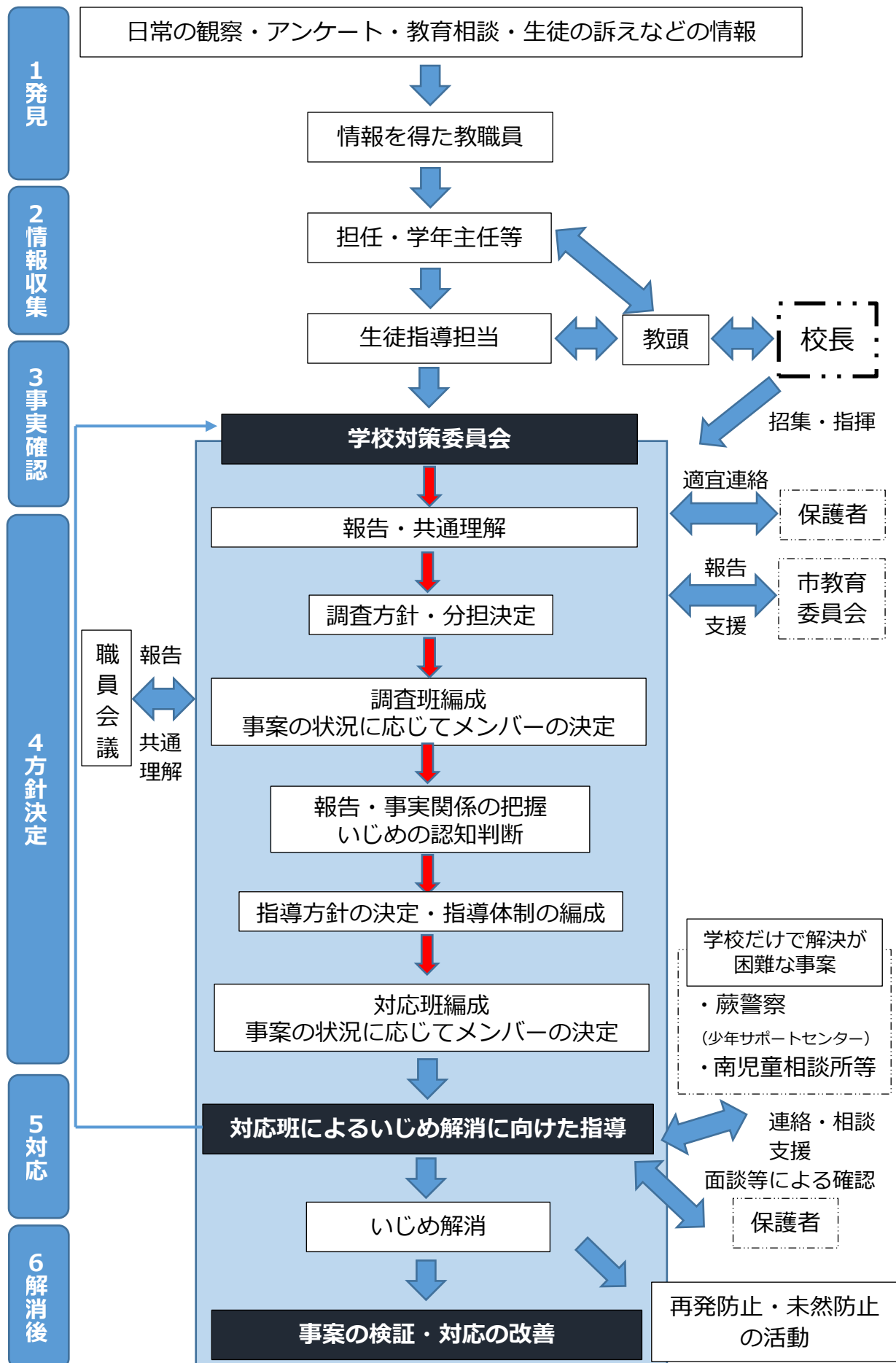
2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合（アンケート等による訴えを含む）には、速やかに、管理職に報告するとともに、学校対策委員会に対し報告を行う。これは法第23条第1項に基づく義務であり、教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。

報告を受けた学校対策委員会では、以下に示す基本的な対応の例を踏まえつつ、事案の特性や当該生徒の状況、学校の実情に応じて迅速に対応する。学校におけるいじめ対応の流れ、いじめ事案に係る具体的な対応及び留意点等については、「戸田市立小・中学校いじめ問題対応マニュアル」を参照する。

【基本的な対応の流れ】



4 学校におけるいじめ防止等に係る主な取組

① いじめの未然防止

- ・ 多様な考え方を認め合い、自分も他者も認め合える学級風土の醸成
- ・ 道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないという意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係の構築
- ・ 生徒が主体的に参画するいじめの防止に向けた取組の推進
- ・ 学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・ 思いやりの心を育む教育
- ・ 生徒の特性に応じた適切な指導
- ・ 望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進
- ・ 規範意識を高める生徒の自発的な取組
- ・ 学校生活アンケートを実施し、その結果を踏まえた個人面談の実施
- ・ インターネット等を介したいじめ防止に係る情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の充実
- ・ 人権尊重の意識を高める人権教育や相談窓口の周知
- ・ 生徒の発達特性に対する教職員の理解促進
- ・ 教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解の促進
- ・ 性の多様性についての、教職員への正しい理解

② いじめの早期発見

- ・ 生徒理解、信頼関係づくり
- ・ 学校生活アンケートの実施（原則年間5回）及び個人面談
- ・ 教職員の研修
- ・ 何でも話しやすい教育相談体制の推進
- ・ 教育総合データベースの活用

③ いじめ事案への対処

- ・ 正確な事実関係の把握、確認
- ・ 被害生徒への支援及び信頼関係の構築
- ・ 加害生徒への指導
- ・ 保護者との連携
- ・ 周囲の生徒への指導
- ・ 教育委員会との連携
- ・ いじめへの対応から解消までの組織的な対応

④ 家庭や地域との連携

- ・ 保護者 ・ 学校運営協議会 等

⑤ 関係機関との連携

- ・ 戸田市教育委員会（含 戸田市立教育センター）
- ・ 蕨警察署 ・ 戸田市役所親子健やか室
- ・ 南児童相談所 等

第4 重大事態への対処

重大事態の対応については、文部科学省作成「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 令和6年8月改訂版」に具体的かつ詳細に調査の進め方が記載されていることから、原則として学校における重大事態調査についても、法第28条を鑑み、国や市のガイドラインに沿って迅速にその対応にあたる。

1 「重大事態」とは

法第28条第1項において、次のとおり重大事態について定めている。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態調査の目的

重大事態とは、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」又は「いじめにより不登校を余儀なくされている疑い」がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。この調査の目的については、国のガイドライン第1章第2節に記載されており、いじめにより対象生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

また、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

(2) 平時からの備え

本校においては重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておく。特に、年度初めの職員会議や校内研修等において、本校の基本方針について情報共有し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか理解を深める。

また、重大事態の調査主体が学校となる場合は、拡大学校対策委員会が調査組織として調査を行うことから、実際に発生した場合を想定して、各教職員が適切に役割分担を行い、機能するような体制を構築しておく。

(3) 重大事態に対する学校及び学校の設置者の基本的姿勢

市教育委員会及び学校は、重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、事実関係を明らかにして、学校の対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。

また、重大事態調査中も対象生徒・関係生徒の学校生活が続いていることから、対象生徒の見守りや心のケア、関係生徒に対する指導及び支援に継続して取り組む。

対象生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、市教育委員会又は学校である。市教育委員会又は学校は、国のガイドライン別添資料 1 の重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第 23 条第 2 項や法第 24 条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

なお、調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。不登校重大事態については、年間 30 日の欠席を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が 30 日に到達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協議等を行う。

また、生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を除く。）は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、申立て時点において、学校が生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行う。必要に応じて、まず、法第 23 条第 2 項の規定を踏まえた学校対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。法第 28 条第 1 項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。なお、いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りず、市教育委員会又は学校においていじめの事実が起こり得ないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する。

2 重大事態発生時の初動対応

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合は、学校は市教育委員会に対象生徒やいじめの被害状況について報告する。重大事態が発生した場合には、特に対象生徒・保護者等との情報共有が重要であることから、市教育委員会又は学校で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。

(2) 調査組織の設置

法において、重大事態調査は市教育委員会又は学校が調査主体となっ
て行うこととされているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体と
なるかは個別の重大事態の状況に応じて、市教育委員会が判断する。

学校主体となる場合も法第 28 条第 3 項に基づき、学校は市教育委員
会から必要な指導助言及び適切な支援を受ける。

なお、不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止
策の検討だけでなく、対象生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援に
つなげることを調査の目的に位置付けており、学校内の様子や教職員・
生徒の状況は学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校
主体で調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、対象生徒又は保
護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できな
い場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると市教育委員会
が判断する場合は、市教育委員会主体として調査をする。

(3) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体に
おいて判断する。対象生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明での
意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行う
ことができる体制を検討する。対象生徒・保護者が、第三者が調査に関
わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三
者を加えた調査組織となるように構成する。具体的には、市教育委員会
が主体となる場合は、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」
において調査を行う。学校が主体となる場合は、学校いじめ対策組織方
式となる「拡大学校対策委員会」において調査を行う。

なお、以下のケースにおいては、専門的見地からの詳細な事実関係の
確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が求められるので、
市教育委員会が主体となり、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査
委員会」において調査を行う。

＜国のガイドライン 第 6 章第 2 節（1）基本的な考え方 該当箇所抜粋＞

- ①対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ②対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事
案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ③これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるな
ど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしま
っている重大事態

(4) 調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象生徒・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則として調査主体となる市教育委員会または学校が行う。この事前説明は、2段階に分けて行う。速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等が決まり体制が整った段階で説明する事項がある。事前説明事項については、基本的には国のガイドラインの第7章第2節に記載の事項とする。

<国のガイドライン第7章第2節> 説明・確認する事項

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

3 重大事態調査の進め方

(1) 基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象生徒・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

なお、対象生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行う。

＜国のガイドライン第8章 第2節（該当箇所抜粋）＞

- ①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認（調査の初期段階で確認する必要のある文書等）
 - ・学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
 - ・学校いじめ防止基本方針 ・年間の指導計画
 - ・学校に設置される各委員会の議事録 ・過去のアンケート、面談記録
- ②対象児童生徒・保護者からの聴き取り
- ③ 聴き取りやアンケート調査等の実施
 - ・教職員からの聴き取り
 - ・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
 - ・学校以外の関係機関への聴き取り
- ④事実関係の整理
- ⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ⑥報告書の作成、取りまとめ

（2）調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

（3）調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第8章第3節（1）に記載されているので参照しながら、調査結果を取りまとめる。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

（1）調査報告書の説明

法第28条第2項に基づき、市教育委員会又は学校は、対象生徒・保護者へ調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係、学校及び学校の設置者の対応に係る検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

また、市教育委員会又は学校は、対象生徒及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った生徒・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象生徒・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

（2）市長への報告及び公表

市教育委員会は、重大事態調査結果について市長に説明を行う。その際、対象生徒・保護者から所見書が提出されている場合にはその内容についても説明する。調査報告書を公表することについては、学校やその

関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や生徒の健全な発達に影響があってはならない。公表するか否かについては、市教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

(3) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。いじめを行った生徒に対しては、当該生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第23条第6項に基づき、直ちに蕨警察署に通報し、適切に援助を求める。調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、市教育委員会及び学校は真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

第5 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の変化に伴い ICT 化が進展し、生徒のスマートフォンなどの ICT 機器の所有率も年々上昇している。

インターネットやソーシャルメディア自体は、有効に活用することで生徒の教養を深め、世界観を広げることができる反面、SNS などの仮想空間上でのトラブルが発生する可能性も多分にある。そして、仮想空間上で発生したトラブルが実生活にも影響を及ぼす「ネットいじめ」が生徒の中に数多く存在する現状を直視し、対応する必要がある。

さらに、「ネットいじめ」が、重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを生徒及び保護者が認識することが重要である。

(1) 「ネットいじめ」防止に向けた取組

ア 情報モラルの徹底

- ・技術科の授業での「情報」の時間を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。
- ・文部科学省など関係諸機関から発行されているリーフレット等の啓発資料を活用する。
- ・ネット問題に対して、デジタル・シティズンシップ教育の推進を図り、生徒たちがネット社会と正しく向き合っていけるような態度や姿勢を醸成していく。

イ 保護者への啓発

- ・埼玉県教育委員会作成の「ネットトラブル注意報」等のリーフレットを連絡メールで配信し、保護者の責任の下、情報モラルの意識化を図る。
- ・子供たちを取り巻く SNS トラブルについて、保護者会や学級懇談会等を活用して発信する。

(2)「ネットいじめ」が発生した場合の取組

ネットいじめは、仮想空間上でのトラブルがきっかけで発生し、学校で発見することが極めて困難である。

また、発見した際にはすでに事態が深刻化していることが多い。学校として、日頃からネットいじめの悩みや、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに、相談しやすい環境づくりに取り組む。

また、ネットいじめが発生・発見した場合の対応は、保護者の協力が必須となるため、保護者と問題解決のための連携を図る。さらに、ネットいじめにおいて、トラブルの原因となるチャットや画像等のデータが不特定多数に配信される等、法に照らして犯罪行為として扱われるべきと判断される場合には、市教育委員会や蕨警察署と連携して対処する。

第6 いじめ防止に係る年間活動計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	教職員による学校いじめ防止基本方針の確認	保護者会での保護者向け啓発	
5月	生徒に関する情報交換	道徳・特別活動 年間指導計画見直し	学校生活アンケートの実施 学校生活アンケートを踏まえた個人面談
6月			
7月			学校生活アンケートの実施 学校生活アンケートを踏まえた個人面談
8月	校内研修 生徒指導伝達講習会 人権教育伝達講習会	三者面談	
9月			学校生活アンケートの実施 学校生活アンケートを踏まえた個人面談
10月			
		いじめ撲滅月間	ポスター掲示
11月		いじめ防止に係る高徳の授業の実施	学校生活アンケートの実施 学校生活アンケートを踏まえた個人面談
12月		学校評価	
1月			
2月			学校生活アンケートの実施 学校生活アンケートを踏まえた個人面談
3月		次年度入学生に関する小中連絡会	